# 緊急時における無人航空機(ドローン)による支援活動等に関する協定書 (案)

○○市(以下「甲」という。)とNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)は、○○市内及びその関連する地域(以下、「市内等」という。)において、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合(以下、「緊急時」という。)における、無人航空機(ドローン)による支援活動等について、次の条項のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、緊急時における無人航空機(ドローン)による被災状況調査等の支援活動のほか、平常時から緊急時に備えて市内等の調査研究を行い、迅速な災害応急復旧活動に資することを目的とする。

#### (支援活動の実施)

第2条 緊急時に、市内等において支援活動が必要であると認められるときは、航空法 (昭和27年法律第231号)第132条の3(捜索、救助等のための特例)における国 土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1)無人航空機(ドローン)による被災状況等の調査
- (2)無人航空機(ドローン)により撮影した情報を甲へ提供
- (3)取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- (4)作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

#### (支援活動の要請)

第3条 甲は、緊急時において支援活動の必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請をするときは、被災状況を確認する地域等必要な事項を記載した支援活動要請書(第1号様式)により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等により協力を要請し、後に速やかに第1号様式を提出するものとする。
- 3 乙は、甲の要請を受けたときは可能な範囲で協力するものとする。

# (調査研究等の実施)

第4条 甲及び乙は平常時から緊急時に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、乙は可能な範囲で甲が実施する訓練等に協力するものとする。

- 2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平常時から可能な範囲で乙が実施する調査 研究に協力をするものとする。
- 3 乙は、甲職員の無人航空機(ドローン)の操縦士の育成について協力をするものと する。

#### (連絡体制)

第5条 甲及び乙は、支援活動等を円滑かつ迅速に行うため、平常時から相互の連絡体制 を定め、情報交換を行うものとする。

2 甲においては、○○課を窓口とする。

#### (経費の負担)

第6条 第2条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定よる経費の負担が判断しがたいときは、甲乙協議のうえ定める。

#### (災害補償等)

第7条 協定業務に従事したものが、当該業務中に死亡し、又は負傷、疾病もしくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号)等の関係法令を適用する。

- 2 乙が支援活動等の活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。
- 3 前項の適用を受けない場合については、甲乙協議のうえ定める。

## (効力)

第8条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 前項の終了は、1か月前までに相手方に文書を持って通知するものとする。

#### (雑則)

第9条本協定に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和3年(2021年) 月 日

$\bigcirc$	)県((	市〇〇丁目〇〇番	<b>卜</b> ○○号
甲	$\bigcirc\bigcirc$	ਰੇ	
$\bigcirc$	市長	00000	

東京都調布市国領町三丁目4番41号 乙 NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン 理事長 古橋 大地